［民主党］の部政党交付金・支部政党交付金に係る報告書の要旨（本部分・支部分総括）のうち3を次のように改める。

3　政党交付金による支出・支部政党交付金による支出総額　22,650,084,018

政党交付金・支部政党交付金支出充当額総額　20,383,767,182

政党基金・支部基金支出充当額総額　2,266,316,836

［民主党］の部政党交付金・支部政党交付金に係る報告書の要旨（本部分・支部分総括）のうち6を次のように改める。

6　政党交付金による支出・支部政党交付金による支出の内訳

支部政党交付金	7,076,020,000
経常経費	5,546,116,515
人件費	3,033,369,245
光熱水費	117,041,869
備品・消耗品費	639,593,143
事務所費	1,756,112,258
政治活動費	10,027,947,503
組織活動費	696,315,126
選挙関係費	2,678,245,428
機関紙誌の発行その他の事業費	6,267,281,538
機関紙誌の発行事業費	535,135,520
宣伝事業費	5,728,224,531
その他の事業費	3,921,487
調査研究費	386,097,341
その他の経費	8,070
合計	22,650,084,018

○総務省告示第四百五十四号

政党助成法（平成六年法律第五号）第三十三条第六項の規定に基づき、政党交付金の返還を命じたので、その旨、政党の名称及び返還すべき政党交付金の額を同法第三十三条第七項により、次のとおり告示する。

平成二十二年十二月二十八日

総務大臣　片山　善博

政党交付金の返還命令

政党の名称	民主党
政党交付金の返還命令額	3,637,909円

（理由）政党助成法第33条第2項第2号に規定する残余があるため。

○外務省告示第五百三十号

平成十七年十月十九日にパリで採択された「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」の附属書Ⅰ及び附属書Ⅱが同規約第三十四条の規定に従い改正され、その改正は、同条の規定により平成二十三年一月一日に効力を生ずる。改正が効力を生じた後の附属書Ⅰ及び附属書Ⅱは、次のとおりである。

（平成二十二年十一月十七日付け国際連合教育科学文化機関事務局長書簡）

外務大臣　前原　誠司

附属書Ⅰ　二千十一年の禁止表（二千十一年一月一日に効力を生じた世界ドーピング防止規範）

禁止される物質は、S1、S2の1から5まで、S4の4及びS6(a)に分類される物質並びに禁止される方法のM1からM3までに規定する物質を除くほか、すべて「特定物質」とみなす。

常に禁止される物質及び方法（競技会検査及び競技会外検査）

禁止される物質

S0　承認されていない物質

この禁止表において取り扱わない薬理学的な物質であって、規制を行う政府の保健当局が人の治療目的使用について現在承認していないもの（前臨床的な開発若しくは臨床的な開発が行われている薬物又は開発が中断された薬物）は、常に禁止する。

S1　たんぱく同化剤

たんぱく同化剤は、禁止する。

S1.1　たんぱく同化男性化ステロイド剤（ＡＡＳ）

(a)　外因性（注1）たんぱく同化男性化ステロイドには、次のものを含む。

一―アンドロステンジオール（五α―アンドロスタ―一―エン―三β―・十七β―ジオール）、一―アンドロステンジオン（五α―アンドロスタ―一―エン―三―・十七―ジオン）、ボランジオール（十九―ノルアンドロステンジオール）、ボラステロン、ボルデノン、ボルジオン（アンドロスタ―一・四―ジエン―三・十七―ジオン）、カルステロン、クロステボール、ダナゾール（十七α―エチニル―十七β―ヒドロキシアンドロスタ―四―エノ［二・三―d］イソキサゾール）、デヒドロクロロメチルテストステロン（四―クロロ―十七β―ヒドロキシ―十七α―メチルアンドロスタ―一・四―ジエン―三―オン）、デスオキシメチルテストステロン（十七α―メチル―五α―アンドロスタ―二―エン―十七β―オール）、ドロスタノロン、エチルエストレノール（十九―ノル―十七α―プレグナ―四―エン―十七―オール）、フルオキシメステロン、ホルメボロン、フラザボール（十七β―ヒドロキシ―十七α―メチル―五α―アンドロスタノ［二・三―c］―フラザン）、ゲストリノン、四―ヒドロキシテストステロン（四・十七β―ジヒドロキシアンドロスタ―四―エン―三―オン）、メスタノロン、メステロロン、メテノロン、メタンジエノン（十七β―ヒドロキシ―十七α―メチルアンドロスタ―一・四―ジエン―三―オン）、メタンドリオール、メタステロン（二α・十七α―ジメチル―五α―アンドロスタン―三―オン―十七β―オール）、メチルジエノロン（十七β―ヒドロキシ―十七α―メチルエストラ―四・九―ジエン―三―オン）、メチル―一―テストステロン（十七β―ヒドロキシ―十七α―メチル―五α―アンドロスタ―一―エン―三―オン）、メチルノルテストステロン（十七β―ヒドロキシ―十七α―メチルエストラ―四―エン―三―オン）、メチルテストステロン、メトリボロン（メチルトリエノロン、十七β―ヒドロキシ―十七α―メチルエストラ―四・九・十一―トリエン―三―オン）、ミボレロン、ナンドロロン、十九―ノルアンドロステンジオン（エストラ―四―エン―三・十七―ジオン）、ノルボレトン、ノルクロステボール、ノルエタンドロロン、オキサボロン、オキサンドロロン、オキシメステロン、オキシメトロン、プロスタノゾール（十七β―ヒドロキシ―五α―アンドロスタノ［三・二―c］ピラゾール）、キンボロン、スタノゾロール、ステンボロン、一―テストステロン（十七β―ヒドロキシ―五α―アンドロスタ―一―エン―三―オン）、テトラヒドロゲストリノン（十八a―ホモ―プレグナ―四・九・十一―トリエン―十七β―オール―三―オン）、トレンボロン及び類似の化学構造又は類似の生物学的効果を有する物質

(b)　外因的に投与した場合の内因性（注2）たんぱく同化男性化ステロイドには、次のものを含む。

アンドロステンジオール（アンドロスタ―五―エン―三β・十七β―ジオール）、アンドロステンジオン（アンドロスタ―四―エン―三・十七―ジオン）、ジヒドロテストステロン（十七β―ヒドロキシ―五α―アンドロスタン―三―オン）、プラステロン（デヒドロエピアンドロステロン、ＤＨＥＡ）、テストステロン並びに次の代謝物及び異性体

五α―アンドロスタン―三α・十七α―ジオール、五α―アンドロスタン―三α・十七β―ジオール、五α―アンドロスタン―三β・十七α―ジオール、五α―アンドロスタン―三β・十七β―ジオール、アンドロスタ―四―エン―三α・十七α―ジオール、アンドロス